

(別紙 11)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

| | | | | |
|--------|---|--------|---|---|
| 調剤室の構造 | | 調剤室の面積 | | |
| 主たる設備 | 品 | 目 | 品 | 目 |
| | | | | |

- (備考) 1 薬局の見取図を添付すること。
2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。